

STOP! 原発・再稼働

国へ緊急申し入れ
ハガキを送ろう!

「公害犯罪処罰法」の緊急改正を求めよう!

福島第一原発事故により、未だに高濃度の放射性物質が放出され続けています。生命や環境に甚大な影響を与える原発事故は、極めて重大な人権侵害であり、放射性汚染水などは最悪の「公害」です。かつて、水俣等の公害と闘った人達が、私たちに残してくれた「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」があります。



この法律を生かし放射能汚染防止に向け活動を拡げましょう。



◆結果に責任がない。とんでもない原子力法制度

公害についての法律は、汚染すれば罰するという基本的な構造になっています。例えば、カドミウムは1㍓あたり0.1mg、PCBは1㍓あたり0.0003mg等の規制基準を超えたら、直ちに罰則が適用になります。

しかし、放射性物質の公衆被曝線量限度は年1ミリシーベルトですが、これを超えて、福島原発事故のように住宅や農地を汚染まみ

れにし、放射性汚染水を垂れ流しても罰則はありません。事故をおこしても誰も責任を問われない。強制捜査も現場検証も、逮捕もない。これが「原子力規制法」です。

2012年6月、環境基本法が「改正」され放射性物質の適用除外規定は削除になりましたが、具体的公害法の整備は全くと言っていいほどすすんでいません。

◆一つだけあった! 放射性物質に適用される法律

1960年代の反公害運動は、多くの人々を巻き込み、支持を拡げ、1970年に多くの公害関係法が成立しました。その当時「公害国会」と呼ばれ、公害を犯罪ととらえる、世界に先駆けた法律「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」(略称「公害犯罪処罰法」または「公害罪法」)が策定されました。この法律には放射性物質の適用除外規定はありません。

福島原発事故は、今後も起こり得る事故の一つに過ぎません。生命や環境を守り、無責任な行いを止めさせるためには厳しい責任を問う法律が必要です。

◆子どもたちを放射能の被曝から守り、次世代に持続可能な社会を引き継ぐため、国の放射能汚染に対する抜本的な対策を求め、排出者責任などを盛り込んだ「放射能汚染防止法」制定運動に取り組んでいます。汚染なき脱原発社会の実現に向け、ともに活動をすすめてみましょう。

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会

〈構成団体〉生活クラブ生活協同組合、NPO法人北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会、市民ネットワーク北海道、環境市民連絡会・札幌、子どもの未来を守る市民の会、原子力公害に取り組む札幌市民の会

〒060-0052 札幌市中央区南2条東1丁目
TEL011-200-2206 FAX011-200-2207
ホームページ <http://snet21.jp/>
連絡先 佐藤 典子 (市民ネットワーク北海道 内)

点線を切り取りハガキとして投函下さい。切手はカンパをお願いします。

*

100-0014

氏名

住所

〒

内閣総理大臣
安倍 晋三 様

東京都千代田区永田町二―三―一

略称「公害犯罪処罰法」又は「公害罪法」(1970年成立)

水俣病など公害被害者が生み出した短い法律です。何度も読み直してみてください。

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律 (昭和四五・一二・二五 法第一四二) 施行昭和四六・七・一 (附則)

(目的)

第一条 この法律は、事業活動に伴って人の健康に係る公害を生じさせる行為等を処罰することにより、公害の防止に関する他の法令に基づく規制と相まって人の健康に係る公害の防止に資することを目的とする。

(故意犯)

第二条 ①工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質(身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質を含む。以下同じ。)を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

②前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

(過失犯)

第三条 ①業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。

②前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。

(両罰)

第四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(推定)

第五条 工場又は事業場における事業活動に伴い、当該排出のみによっても公衆の生命又は身体に危険が生じうる程度に人の健康を害する物質を排出した者がある場合において、その排出によりそのような危険が生じうる地域内に同種の物質による公衆の生命又は身体に危険が生じているときは、その危険は、その者の排出した物質によって生じたものと推定する。

(公訴の時効期間)

第六条 第四条の規定により法人又は人に罰金刑を科す場合における時効の期間は、各本条の罪についての時効の期間による。

(第一審の裁判権)

第七条 この法律に定める罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所に属する。

原発再稼働を止めるため、
「公害犯罪処罰法」の緊急改正
を求めよう!

「公害犯罪処罰法」の緊急改正を!

国民の生命、環境を放射能汚染から守るため、環境基本法「改正」に併せ、下記の点について緊急改正を強く求めます。

記

1. 第2、3条の「工場又は事業場における事業活動に伴って…排出し、」を「工場又は事業場から排出し、」に改めること。
2. 刑事罰は無期懲役を含む放射能汚染の重大性に対応したものとすること。原子力関連施設の危険性に関する情報を無視、ないし軽視して放射性物質を放出させた者には特に重罰を規定すること。
3. 刑事罰を現場責任者に転嫁することを防止するために、事業経営者、安全規制機関に携わる者の刑事責任を明確に規定すること。

〈意見・アピール〉

●左記の点線を切り取り、国へハガキを送ろう!
切手は各自(カンパ)で貼って投函して下さい。

●下枠 には、
(例)

- * 次の事故を起こしても責任をとらない法律。これでも法治国家か?!
 - * 今の法律では地球を汚染まみれにしてしまう。
 - * ○○原発で事故が起きたら瓦礫はどうなる?!
 - * 海に汚染水を流すな。流した者は厳罰すべき。
 - * 次の事故が起きたら、又「想定外」で済みますのか。
 - * 原発はいらない。 など
- 脱原発・反原発に対するご自分の考えや意見、アピールをお書き下さい。

●ハガキの表にご自分の住所・氏名をお書き下さい。

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会

〒060-0052 札幌市中央区南2条東1丁目
TEL011-200-2206 FAX011-200-2207
連絡先 佐藤 典子 (市民ネットワーク北海道内)

* このチラシをご自由に複製するなど活動を広げて下さい。